岡山県屋外広告物規則新旧対照表（第一条関係）

新	旧
（許可の申請）	（許可の申請）
第三条　条例第四条又は第五条第三項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。	第三条　条例第四条又は第五条第三項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第一号）を正副二通知事に提出しなければならない。
２　知事は、前項の許可の申請がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において、当該申請に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。	２　知事は、前項の許可の申請がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において、当該申請書に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
（表示又は設置の完了の届出）	（表示又は設置の完了の届出）
第四条　広告物等の表示又は設置の許可を受けた者は、その表示又は設置を完了したときは、直ちに知事に届け出なければならない。ただし、当該許可の期間が一月以内の場合又は当該許可がはり紙若しくははり札等に係るものである場合は、この限りでない。	第四条　広告物等の表示又は設置の許可を受けた者は、その表示又は設置を完了したときは、直ちに屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届（様式第二号）を知事に提出しなければならない。ただし、当該許可の期間が一月以内の場合又は当該許可がはり紙若しくははり札等に係るものである場合は、この限りでない。
（更新の許可申請）	（更新の許可申請）
第十一条　条例第八条の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可期間満了の十日前までに知事に申請しなければならない。	第十一条　条例第八条の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可期間満了の十日前までに屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書（様式第三号）を正副二通知事に提出しなければならない
２　条例第十二条の三の規定による広告物等を点検した結果の報告は、前項の規定による申請と併せてしなければならない。ただし、当該広告物	２　条例第十二条の三の規定により、広告物等を点検した結果について、前項の申請書に屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（様式第四

等の表示面積が一平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。

（変更等の許可申請）

第十二条　条例第九条第一項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

２　略

（許可証）

第十五条　条例第十一条に規定する許可の証票は、様式第一号のとおりとする。

（除却の届出）

第十六条　条例第十三条第二項の規定により届出をしようとする者は、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

（違反広告物である旨の表示）

第十七条　条例第十六条の二の規定による違反広告物である旨の表示は、様式第二号による表示書を当該違反広告物等にはり付けして行うものとする。

（保管広告物等一覧簿の様式）

第十七条の三　条例第十六条の四第二項の規則で定める様式は、様式第三号のとおりとする。

（受領書の様式）

第十七条の四　条例第十六条の八の規則で定める様式は、様式第四号のと

号）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が一平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。

（変更等の許可申請）

第十二条　条例第九条第一項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書（様式第五号）を正副二通知事に提出しなければならない。

２　略

（許可証）

第十五条　条例第十一条に規定する許可の証票は、様式第六号のとおりとする。

（除却の届出）

第十六条　条例第十三条第二項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物（掲出物件）除却完了届（様式第七号）により届け出なければならない。

（違反広告物である旨の表示）

第十七条　条例第十六条の二の規定による違反広告物である旨の表示は、様式第八号による表示書を当該違反広告物等にはり付けして行うものとする。

（保管広告物等一覧簿の様式）

第十七条の三　条例第十六条の四第二項の規則で定める様式は、様式第八号の二のとおりとする。

（受領書の様式）

第十七条の四　条例第十六条の八の規則で定める様式は、様式第八号の三

おりとする

（身分を示す証明書）

第十八条　条例第十七条第三項に規定する身分を示す証明書は、様式第五号によるものとする。

（管理者等の届出）

第十九条　条例第十九条の規定により届出をしようとする者は、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

（屋外広告業の登録）

第二十二条　条例第二十一条の二第一項又は第三項の登録を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

2　略

3　知事は、第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者にその旨を通知するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二十二条の二　1・2略

（変更の届出）

第二十二条の三　条例第二十一条の六第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該

のとおりとする。

（身分を示す証明書）

第十八条　条例第十七条第三項に規定する身分を示す証明書は、様式第九号によるものとする。

（管理者等の届出）

第十九条　条例第十九条の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物管理者設置届（様式第十号）又は屋外広告物設置者（管理者）変更届（様式第十一号）により届け出なければならない。

（屋外広告業の登録）

第二十二条　条例第二十一条の二第一項又は第三項の登録を受けようとする者は、屋外広告業登録申請書（様式第十二号）により申請しなければならない。

2　略

3　知事は、第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に屋外広告業登録済証（様式第十三号）を交付することにより、その旨を通知するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二十二条の二　1・2略

3　条例第二十一条の三第二項の誓約する書面の様式は、様式第十四号のとおりとする。

4　第一項第二号の略歴を記載した書面の様式は、様式第十五号のとおりとする。

（変更の届出）

第二十二条の三　条例第二十一条の六第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該

各号に掲げる書面を添付して知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

一～五　略

２　略

（廃業等の届出）

第二十二条の四　条例第二十一条の八第一項の規定による廃業等の届出は、知事が別に定めるところにより行うものとする。

（標識の掲示）

第二十二条の五　条例第二十一条の十二の標識は縦二十センチメートル以上、横十五センチメートル以上とする。

２　条例第二十一条の十二の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　代表者の氏名（屋外広告業者が法人である場合に限る。）

二　登録番号及び登録年月日

三　登録有効期間

四　営業所名

五　業務主任者の氏名

（特例屋外広告業者の届出）

第二十二条の八　条例第二十一条の十七第二項の規定により屋外広告業者とみなされた者（第三項、第四項及び第六項において「特例屋外広告業者」という。）が同条第三項の規定による届出を行おうとするときは、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（様式第十六号）に添付しなければならない。

一～五　略

２　略

（廃業等の届出）

第二十二条の四　条例第二十一条の八第一項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第十七号）により行うものとする。

（標識の掲示）

第二十二条の五

１　条例第二十一条の十二の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　代表者の氏名(屋外広告業者が法人である場合に限る。）

二　登録番号及び登録年月日

三　登録有効期間

四　業務主任者の氏名

２　条例第二十一条の十二の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第十八号によるものとする。

（特例屋外広告業者の届出）

第二十二条の八　条例第二十一条の十七第二項の規定により屋外広告業者とみなされた者（第三項、第四項及び第六項において「特例屋外広告業者」という。）が同条第三項の規定による届出を行おうとするときは、特例屋外広告業届出書（様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

2　略

3　条例第二十一条の十二の規定により特例屋外広告業者が掲げる標識は、次のとおりとする。この場合において、同条中「登録番号」とあるのは、「届出番号」と読み替えるものとする。

一　標識は縦二十センチメートル以上、横十五センチメートル以上とする。

二　次に掲げる事項を記載すること。

イ　代表者の氏名（特例屋外広告業者が法人である場合に限る。）

ロ　届出年月日

ハ　届出有効期間

ニ　営業所名

ホ　業務主任者の氏名

4　特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、知事に届け出なければならない。

一～三略

5　前項の場合において、当該変更が同項第三号に掲げる事項の変更であるときは、第二項第二号に掲げる書面を添付して知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

6　特例屋外広告業者は、屋外広告業を廃止したときは、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

7　知事は、第一項又は第四項の届出を受理したときは、当該届出をした者にその旨を通知するものとする。

（講習会）

2　略

3　条例第二十一条の十二の規定により特例屋外広告業者が掲げる標識は、様式第二十一号によるものとする。

4　特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第二十二号）を知事に提出しなければならない。

一～三略

5　前項の場合において、当該変更が同項第三号に掲げる事項の変更であるときは、第二項第二号に掲げる書面を特例屋外広告業届出事項変更届出書に添付しなければならない。

6　特例屋外広告業者は、屋外広告業を廃止したときは、屋外広告業廃業等届出書（様式第十七号）を知事に提出しなければならない。

7　知事は、第一項又は第四項の届出を受理したときは、当該届出をした者に特例屋外広告業届出済証（様式第二十三号）を交付するものとする。

（講習会）

第二十三条　1略

2　知事は、講習会を開催する日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公表するものとする。

3　略

4　講習会を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

5　知事は、講習会修了者に当該講習会を修了した旨を証する書面を交付するものとする。

6　講習会の運営に関する事務は、講習会の開催の公表及び講習会修了の判定を除き、他の者に委託することができる。

（屋外広告物除却員）

第二十四条　1略

2　前項の屋外広告物除却員は、除却しようとする場合にあつては、その身分を示す証明書（様式第五号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（申請手続き等）

第二十五条　この規則の規定による申請、届出及び報告（第二十一条から第二十三条までの規定によるものを除く。）は、広告物等を表示し、又は設置する場所を所轄する県民局長にしなければならない。ただし、東備地域管理課、井笠地域管理課、高梁地域管理課、新見地域管理課、真庭地域管理課及び勝英地域管理課の所管に係るものにあつては、当該課の長を経由しなければならない。

（その他）

第二十六条　この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第二十三条　1略

2　知事は、講習会を開催する日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

3　略

4　講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（様式第二十四号）を知事に提出しなければならない。

5　知事は、講習会修了者に屋外広告物講習会修了証書（様式第二十五号）を交付するものとする。

6　講習会の運営に関する事務は、講習会の開催の公告及び講習会修了の判定を除き、他の者に委託することができる。

（屋外広告物除却員）

第二十四条　1略

2　前項の屋外広告物除却員は、除却しようとする場合にあつては、その身分を示す証明書（様式第九号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（書類の提出先）

第二十五条　この規則により知事に提出する書類（第二十一条から第二十三条までの規定による書類を除く。）は、広告物等を表示し、又は設置する場所を所轄する県民局長に提出しなければならない。ただし、東備地域管理課、井笠地域管理課、高梁地域管理課、新見地域管理課、真庭地域管理課及び勝英地域管理課の所管に係るものにあつては、当該課の長を経由しなければならない。

岡山県屋外広告物規則新旧対照表（第二条関係）

新	旧
（許可の申請） 第三条　条例第四条又は第五条第三項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。この場合において、当該広告物等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める点検の結果を併せて報告しなければならない。 一　条例第七条第二項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高さが四メートルを超えるもの　条例第十二条の三第三項本文の規定による点検の結果 二　条例第七条第二項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高さが四メートル以下のもの　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める点検の結果 ア　条例第十二条の三第二項本文の規定による点検のみを行つた場合　当該点検の結果（ただし、広告物等の表示面積が一平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。） イ　条例第十二条の三第三項本文の規定による点検を行つた場合　当該点検の結果 2　略 （更新の許可申請） 第十一条　1　略	（許可の申請） 第三条　条例第四条又は第五条第三項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。 2　略 （更新の許可申請） 第十一条　1　略

２　条例第十二条の三第四項の規定による広告物等を点検した結果の報告は、前項の規定による申請と併せてしなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が一平方メートル未満の場合（地上から広告物等の上端までの高さが四メートルを超える場合を除く。）若しくは従前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。

（点検等）

第十一条の二　条例第十二条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　取付け部分の変形又は腐食

二　主要部材の変形又は腐食

三　ボルト、ビスその他の固定用金具のさび

四　表示面の汚染、変色又は剥離

五　表示面の破損

六　その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

２　条例第十二条の三第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとし、広告物等の形状により点検を要さない事項については省略することができるものとする。

一　基礎部及び上部構造

ア　上部構造全体の傾斜又はぐらつき

イ　基礎のひび割れ、支柱と根巻き部分との隙間又は支柱のぐらつき

ウ　鉄骨部のさびの発生又は塗装の老朽化

二　支持部

ア　鉄骨接合部の腐食、変形又は隙間

イ　鉄骨接合部の緩み又は欠落

２　条例第十二条の三の規定による広告物等を点検した結果の報告は、前項の規定による申請と併せてしなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が一平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。

三　取付部

ア　アンカーボルト及びプレートの腐食又は変形

イ　溶接部又は充填料の劣化その他の異常

ウ　取付部周辺の異常

四　広告板

ア　表示面の腐食、破損、変形又はボルト、ビスその他の固定用金具の欠落

イ　表示面板及び側板を押さえる部品の腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損

ウ　底部の腐食又は水抜穴の詰まり

五　照明装置

ア　不点灯又は不発光

イ　取付部の破損、変形、さび又は漏水

ウ　周辺機器の劣化又は破損

六　その他

ア　付属部材の腐食又は破損

イ　避雷針の腐食又は破損

ウ　その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

3　条例第十二条の三第三項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

二　建築基準法施行規則（昭和二十五年省令第四十号）第六条の六の表の(一)の項(は)欄に規定する特定建築物調査員

三　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表検定種目の欄中建築施工管理又は電気工事施工管理の技術検

定に一級の区分で合格した者であつて、条例第二十一条の十一第二項第二号又は第三号に規定する課程を修了した者

四　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者であつて条例第二十一条の十一第二項第二号又は第三号に規定する課程を修了した者

五　知事が別に認める広告物等の点検に係る技能講習を修了した者

4　条例第十二条の三第三項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、従前の設置の許可期間が一月以内のもの又ははり紙若しくははり札等の場合若しくは建築物に直接塗装して表示されているものとする。

5　条例第十二条の三第四項の規定による報告は、申請前三月以内に行つた点検の結果によるものとする。

6　条例第七条第一項の規定による許可の期間が一年を超える場合は、当該期間中に実施した条例第十二条の三第二項又は第三項に規定する点検の結果を、当該期間が終了するまでの間保存しなければならない。